



平成 30 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 荻田 和宏
(コード番号：2749 東証第一部)
問 合 せ 先 管理部長 松宮 美佳
(TEL 052-933-5419)

定時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見 並びに臨時株主総会の招集請求への対応に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 9 日に公表致しました「株主提案に関する書面の受領のお知らせ」に記載の通り、当社株主である株式会社ページワン（大阪府岸和田市上野町東 19 番 16 号、代表取締役：富田祐輔、以下「提案者」といいます。）より、平成 30 年 5 月 2 日付で、当社第 26 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議題について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領致しました。

当社は、平成 30 年 5 月 22 日付開催の取締役会において、本定時株主総会の開催日時及び目的事項等について決議するとともに、本株主提案の全てに対して「反対」することを決議し、本日開催の取締役会において反対理由の詳細を含む下記の内容について決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

なお、当社は、平成 30 年 4 月 16 日に公表致しました「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主であるフレシアアドバイザーズ株式会社（東京都港区元赤坂 1 丁目 1 番 8 号赤坂コミュニティビル 4 F、代表取締役：山本顕三）、稲垣宏高氏、吉田玲子氏、王厚龍氏及び童国彰氏より、平成 30 年 4 月 13 日付で臨時株主総会の招集請求を受けておりましたが、最終的に当該招集請求が法令上の要件を満たしたものであることを確認できず、また、上記のとおり本定時株主総会を開催することから、本日開催の取締役会において、臨時株主総会は開催しないことを決議致しましたので、併せてお知らせ致します。

記

1. 本定時株主総会の開催概要

(1) 開催日時

平成 30 年 6 月 28 日（木）午前 10 時

(2) 開催場所

名古屋市東区葵三丁目 16 番 16 号 ホテル メルパルク NAGOYA 3 階「シリウスの間」

(3) 付議議案

【会社提案】

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案から第 10 号議案 取締役 8 名選任の件

第 3 号議案 候補者：荻田 和宏

第 4 号議案 候補者：古川 浩一郎

第 5 号議案 候補者：松本 順子

第 6 号議案 候補者：青柳 淳子

第 7 号議案 候補者：西井 直人

第 8 号議案 候補者：中村 伊知哉

第 9 号議案 候補者：皆川 尚史

第 10 号議案 候補者：山下 克之

第 11 号議案 監査役 3 名選任の件

【株主提案】

第 12 号議案及び第 13 号議案 取締役 2 名選任の件

第12号議案 候補者：坂井 徹

第13号議案 候補者：福岡 明彦

第 14 号議案から第 16 号議案 社外取締役 3 名選任の件

第14号議案 候補者：内山 学

第15号議案 候補者：丸山 由紀

第16号議案 候補者：三木 昌樹

第 17 号議案 定款一部変更の件

2. 付議議案の要領及び提案の理由・要旨等

【会社提案】第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 26 期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 3 円 50 銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は 307,466,929 円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 30 年 6 月 29 日といたしたいと存じます。

【会社提案】第 2 号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、以下のとおり定款を一部変更し、取締役の任期を 2 年から 1 年とするものであります。

(下線は変更部分を表す)

現行定款	変更案
(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

【会社提案】第3号議案から第10号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役8名全員は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

本定時株主総会では、取締役候補者の選任について個別に賛否をお諮りする関係上、以下の通り候補者ごとに議案を分けております。

第3号議案	候補者：荻田 和宏
第4号議案	候補者：古川 浩一郎
第5号議案	候補者：松本 順子
第6号議案	候補者：青柳 淳子
第7号議案	候補者：西井 直人
第8号議案	候補者：中村 伊知哉
第9号議案	候補者：皆川 尚史
第10号議案	候補者：山下 克之

各取締役候補者の略歴等は、当社が後日発送する「第26回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【会社提案】第11号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結時をもって監査役内山学氏、竹内大和氏及び指輪英明氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

各監査役候補者及びその略歴等は、当社が後日発送する「第26回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【株主提案】第12号議案及び第13号議案 取締役2名選任の件

(議案の要領)

以下の2名を取締役として選任する。

坂井徹、福岡明彦

(提案の理由・要旨)

当社の経営陣は子育て等に従事する人々に対する需要を合理的に取り込めておらず、その結果として、当社の業績が伸びていないため。また、現在の取締役の体制では適切な意思決定及び業務執行がなされていないため。

※提案者は、第4号議案・第7号議案に係る候補者も併せて取締役候補者としております。

【株主提案】第14号議案から第16号議案 社外取締役3名選任の件

(議案の要領)

以下の3名を社外取締役として選任する。

内山学、丸山由紀、三木昌樹

(提案の理由・要旨)

経営体制の刷新及びコンプライアンス強化を図るため。

※提案者は、第9号議案に係る候補者も併せて社外取締役候補者としております。

【株主提案】第17号議案 定款一部変更の件

(議案の要領)

定款第28条(取締役の解任方法)のうち、「3分の2以上」とあるのを、「過半数」と変更する。

(提案の理由・要旨)

当社の機動力を高め、株主意思を反映させるため。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 意見の概要

当社取締役会は、本株主提案の全てに「反対」いたします。

(2) 反対する理由

<取締役2名選任の件（第12号議案及び第13号議案）について>

① 候補者は当社の取締役として十分な経験等を有しないこと

保育事業の経験・知識を十分に備えた人物でなければ、当社の業務執行を行う取締役として今後の事業展開を進めることは不可能であるところ、当社の提案（第3号議案から第7号議案）に係る取締役候補者は、そのような観点から必要十分な布陣となっております。

他方、第12号議案及び第13号議案に係る取締役候補者は、保育事業の経験・知識を十分に有するとは認められず、それを補う特筆すべき経歴等も確認できません。保育事業の経験・知識を十分に有するとは認められない人物が当社の業務執行を行うことで、事業展開の遅延や業務推進の停滞が生じ、保育の現場が混乱する懸念もごございます。

② 提案者の分析には誤りがあること

提案者は、当社の現任取締役が、子育て等に従事する人々に対する需要を合理的に取り込めていないことにより、当社の業績が停滞したと分析しているようです。

しかしながら、当社は、平成27年2月以降、当社グループの中長期での持続的な成長を見据え、労働環境の向上や安全管理体制の強化など、従前手当てが不十分であった様々な課題を解決していくとともに、新たな収益基盤の拡大に取り組んでいるところ、近時の営業利益の減少は、当該取組みに必然的に伴う費用支出による一時的な影響にすぎません。

したがって、提案者の分析は当社の実態を的確に捉えておりません。なお、当社の実施している具体的な取組みの内容については、平成29年11月16日に当社ホームページに掲載いたしました「議決権行使助言会社グラスルイス及びISSのレポートについて」をご参照ください。

③ 提案者の提案理由には根拠がないこと

提案者は、当社の現任取締役の体制では適切な意思決定及び業務執行がなされていない旨主張しておりますが、その具体的な理由は明らかではなく、当該主張には根拠がありません。

④ 候補者に中立的な経営が期待できないこと

提案者が提案する取締役候補者である坂井徹氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の現任の代表取締役です。また、福岡明彦氏は、同社の完全親会社である未来キャピタル株式会社の従業員であるとのことです。

下記の通り、マザーケアジャパン株式会社の実態及び意向が明らかではないことも併せ考えると、両候補者が、当該筆頭株主の利益から独立して、真に中立的な立場から当社の少数株主の利益を考慮した適切な経営を行うことが期待できるかは明らかではありません。

⑤ 候補者の属する法人の実態が不明であること

提案者が提案する取締役候補者である坂井徹氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の現任の代表取締役です。また、福岡明彦氏は、同社の

完全親会社である未来キャピタル株式会社の従業員であるとのことです。

マザーケアジャパン株式会社及び未来キャピタル株式会社は、当社の筆頭株主及びその親会社に該当することから、株式会社東京証券取引所の規則上、当社において同社に係る一定の情報を開示しなければならないところ、当社は再三にわたって同社に対して必要な情報提供をしよう求めてきましたが、同社はこれに応じませんでした。

また、同社は、当社に対して、当社の資本政策等に関する申し出をしておりますが、当社が、当該申し出を検討するうえで最低限必要な情報の提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、これについてもまったく応じておりません。

このように、マザーケアジャパン株式会社及び未来キャピタル株式会社はその実態及び意向がまったく明らかではありません。

⑥ 提案者と候補者の属する法人の関係について

提案者とマザーケアジャパン株式会社は、共同して株主提案権を行使しているものと認められるため、提案者とマザーケアジャパン株式会社は共同保有者であるものとして大量保有報告書を提出しなければならないはずであるところ、当社としては、当該法定書類は適時に提出されていないと認識しており、重大なコンプライアンス上の問題があります。

⑦ 候補者の略歴について確認ができていないこと

当社は、上記のとおりマザーケアジャパン株式会社の実態が不明であること、及び、取締役候補者の略歴について正確を期す必要があることから、取締役候補者であり、かつ、マザーケアジャパン株式会社の代表取締役である坂井徹氏について、同氏の略歴の根拠となる資料の提出を繰り返し求めてまいりましたが、本日時点で提出を受けておりません。また、そのような状況を受けて、平成30年5月24日付で、(1)当社が坂井徹氏の出身大学に対して正式に同氏の在籍及び卒業の有無を照会するために必要となる坂井徹氏の本人同意書、並びに、(2)坂井徹氏の略歴に記載された「米国の事業法人」及び「投資会社」の具体名その他詳細に関する情報並びにその裏付けとなる客観的な資料の提出を書面により申し入れましたが、本日時点で提出を受けておりません。

<社外取締役3名選任の件（第14号議案から第16号議案）について>

① 選任の理由がないこと

当社は、平成29年12月22日に当社ホームページで公表した「第三者委員会調査報告書に基づく当社の対応に関するお知らせ」に記載した通り、コンプライアンス体制の強化に向けた諸施策を決定し、具体的な取組みを実施してきております。かかる諸施策を継続して実践していくことが、当社のコンプライアンス上重要であると考えており、当社の提案（第8号議案から第10号議案）に係る社外取締役候補者は、そのために必要な高度の専門的知見を有しており、既に必要十分な人選となっております。

② 内山学氏について

候補者である内山学氏は、提案者が当社に通知した同氏の略歴からも明らかな通り、平成23年から平成26年まで当社の使用人としての地位にあったため、社外取締役としての要件を満たしません。

③ 丸山由紀氏について

候補者である丸山由紀氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の顧問弁護士であるとのことです。前記の通り、マザーケアジャパン株式会社の実態及び意向が明らかではないことも併せ考えると、同氏が当該筆頭株主から独立して、真に中立的な立場から当社の経営に対する監督機能を果たすことが期待できるかは明らかではありません。

提案者は、社内取締役としてマザーケアジャパン株式会社の代表取締役である坂井徹氏を提案する一方で、社外取締役候補者としてマザーケアジャパン株式会社の顧問弁護士を提案しているものであり、当社の経営における有効なガバナンス体制を構築する意思を有していないことは明らかです。

<定款一部変更の件（第17号議案）について>

提案者と共同で本議案を提案したと認められるマザーケアジャパン株式会社が平成30年1月19日に提出した大量保有報告書及び同年6月1日に提出した変更報告書によれば、マザーケアジャパン株式会社は、共同保有者と合わせて計28.42%の株券等保有割合を有しております。

このような状況及び当社の株主総会における実際の出席率を考慮すると、本議案が承認可決されて取締役の解任の要件が議決権の過半数となった場合、マザーケアジャパン株式会社は、取締役の解任に極めて強い影響力を有することになります。

このように、特定の株主が単独で取締役の解任に極めて強い影響力を有する状況は、**多様な株主の皆様のご意見が反映されるべき上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方として適当ではない**と考えます。

以上